原判決を破棄する。 被告人を懲役六年に処する。

原審における未決勾留日数中七五〇日を右刑に算入する。

原審の訴訟費用中、証人A1、同A2、同A3、同A4、同A5(第二 回公判期日分)、同A6、同A7、同A8、同A9、同A10、同A11、同A1 2、同A13、同A14、同A15、同A16(第一四回公判期日分)、同A17、同A18、鑑定人A17、同A18 に各支給した分は、いずれも被告人の負担とする。

由

本件各控訴の趣意は、検察官原武志提出(検察官久保裕作成)の控訴趣意書、弁 護人村部芳太郎及び被告人提出の各控訴趣意書(ただし、被告人提出の控訴趣意書 については、未決勾留日数の本刑算入に関する量刑不当の主張部分のみ陳述し、そ の余の主張部分は陳述しない。) に記載されたとおりであり、各答弁は、検察官原武志提出の答弁書、弁護人村部芳太郎提出の答弁書、被告人提出の答弁書(ただ し、七枚目を除く。)に各記載されたとおりであるから、これらを引用する。

原判決の有罪部分についての検察官、弁護人の各控訴趣意について 関係証拠によれば、昭和五八年五月初めころから同月九日ころに至る間の被 告人の行動をめぐり、およそ次の関係事実が認められ(なお、時間的順序にしたが

い、関係事実の間に、本件の各公訴事実の要旨とそれに対する原審の認定結果をかぎ括弧で表示する。)、その認定を左右するに足る証拠はない。すなわち、 (1) 被告人は、高校卒業後、露店関係の仕事に入り、B初代分家C一家名乗り親分となり、金融業などをしながら札幌市 a 区 b c d 丁目 e 番 f 号 g 荘 h 号室に 母親とふたりで暮らしていたが、昭和五七年一〇月一一日、前刑(覚せい剤の使用 一回と所持一回の各所為で覚せい剤取締法違反罪に問われ、懲役一年六月)の受刑 を終えたもので、その後も覚せい剤を扱っていたが、昭和五八年五月二日、子分の A 1 6、その友人のD 1、A 1 4 (子分D 2 と懇ろな関係にあった女性)、その友人さゆりの四人を伴って、A 1 6 の運転する車で、札幌から親分Cのいる北見へ赴き、北見市内のホテル:1に同行者四人とともに宿泊し、翌三日同地を発ってその 夜札幌へ戻った。

【「被告人は、法定の除外事由がないのに、同月四日ころ、札幌市a区kl丁目 所在のホテルi2i3において(ただし、当審第一二回公判期日で「ホテルi2客 室において」と訴因変更をすることが許可された。)、A14に対し、覚せい剤の 粉末約〇・〇三グラムを無償で譲渡した」として起訴されたが(昭和五八年八月一 六日付起訴状第一の事実)、原審は犯罪の証明がないとして、無罪とした。】 (2) 同月六日、被告人は、以前服役中に知り合い、時にその運転する車を利

用していた弟分のA6らと、当時札幌拘置支所に勾留されていた内妻D3に面会に出かけたが、当日は面会できずに翌日出直すこととした。翌七日午前一一時ころ、かねて覚せい剤のことなどで付き合いがあり、いい女の子がいたら紹介してくれる よう頼んでおいたA7が被告人方を訪ねて来て、「覚せい剤を分けてほしい。覚せ い剤をやればセックスさせる女の子がいるので紹介する。」(この女の子とは、D 4のことであった。)と言うので、覚せい剤を分けてやった(ただし、その分量及 び有償であったか否かについては、両者の言い分にくい違いがある。A7は、分け てもらった覚せい剤を持って、右D4と覚せい剤の客A8が待っている札幌市m区no所在のホテル;4の「;5」の間に戻り、右覚せい剤の水溶液をつくり、右D 4、A8と三人で注射して使用した。)。同日午前一一時すぎころになって、右A 6が被告人を拘置支所へ送るため車で被告人方に来たものの既に時間が遅く、当日 は土曜日で面会時間に間に合いそうにないので、結局面会は取りやめることにした が、被告人は、Aフから話のあった女の子を右A6に世話してやることにして、同 人運転の車でA7らのいる前記ホテルi4へ向かい、午後零時半ころ着いた。そし て、前記A7らのいる「i5」の間に入ると、A7の連れで初対面のA8と若い女性(D4)がいた。被告人が午前中に分けてやった覚せい剤の効きめをA7に聞いたところ、「よかったですよ」と答え、A8とD4を指さして、「(このふたりには)効いちゃって、効いちゃって」と言った。被告人は覚せい剤の小分けをすると 言って、A6にビニール袋作りを始めさせた。A7は被告人がA6と二人連れで来 たのを見て、もう一人女の子が必要であると察し、A8を伴って適当な女の子を探 しに出かけた。

【「被告人は、法定の除外事由がないのに、同月七日、ホテルi4の客室「i

5」において、A6に対し、覚せい剤の粉末約○・○ハグラムを無償で譲渡した」として起訴され(昭和五八年八月一六日付起訴状第二の事実)、原審は有罪を認定 した(原判示第一の一の事実)。】

その後、被告人は、A6と前記D4を「i5」の間に残して、一人で同 (3)

ホテルの「i6」の間に移った。

午後二時過ぎころ、結局適当な女の子を探すことができなかったA7がA8と一緒に同ホテルへ戻って来て、A6とD4のいる「i5」の間に立ち寄った後、一人で被告人のいる「i6」の間に来た。

【「被告人は、法定の除外事由がないのに、同月七日、ホテルi4の客室「i 6」において、A7に対し、営利の目的で覚せい剤の粉末約一グラムを代金三万円 で譲り渡した」として起訴され(昭和五八年六月一七日付起訴状第一の事実)、原 審は有罪を認定した(原判示第一の二の事実)。】

被告人が「i6」の間に移った後、A6は、「i5」の間にD4と残 り、同女にビニール袋入りの覚せい剤の粉末約〇・〇四グラムを無償で譲り渡したが、これは後に、死亡したD4の持ち物の中からそのまま発見された。 (5) A7とA8は一緒に同ホテルを立ち去り、A6は午後三時半ないし四時

ころ立ち去ったが、被告人は、「i5」の間から移ってきたD4と二人だけで「i 6」の間で過ごした(この間、D4は午後四時半ころ同市m区pgnの自宅へタク シーで戻り継母と会った後、午後五時四〇分ころ自宅を出て、再び被告人のいる 「i6」の間に戻った。)後、午後一〇時半ころ、迎えにきたA6の車にD4とと もに乗り、一旦自宅に立ち寄って着替えをして、再びA6運転の車で、D4ととも に同市a区kI丁目に所在する行きつけのホテルi2に赴き、午後一一時ころ同ホテルi3に入り、翌八日午前二時ころになったら迎えにくるようA6に命じ、同人 を帰した。

【「被告人は、法定の除外事由がないのに、同月七日ころ、ホテルi2i3にお いて、覚せい剤を含有する水溶液を自分の腕に注射して使用した」として起訴され (昭和五八年五月三〇日付起訴状の事実)、原審は有罪を認定した(原判示第一の 三の事実)。

【「被告人は、法定の除外事由がないのに、D4と共謀のうえ、同月七日午後一-時一〇分ころ、ホテル i2 i3において、覚せい剤を含有する水溶液を同女の腕 に注射して使用した」として起訴され(昭和五八年六月一七日付起訴状第二の事 実)、原審は有罪を認定した(原判示第一の四の事実)。】

同日午後一一時すぎころ、被告人がD4に覚せい剤を注射して間もな く、同女の様子がおかしくなり、頭痛、胸苦しさ、吐き気を訴え、翌八日午前零時 半ころにはあらぬことを口ばしるなど錯乱状態に陥り、二階にある同室の窓の戸を開けて外へとび出そうとするので、被告人がこれを制止して事なきを得たが、同女は、衣服を投げ捨て素裸になり、手当たり次第ものを投げつけ、浴室へ入ってむやみに冷水を浴びた。その後被告人が同女をベッドに連れて行き寝かせようとすると、これに抵抗して激しく室内を動きまわるなど、被告人との間でしばらく揉み合いが続いた。しかし、被告人が同女に見れいた掛けて床に倒して、ようめく熱かに いが続いた。しかし、被告人が同女に足払いを掛けて床に倒して、ようやく静かに させることができたが、もはや手に負えないと感じた被告人は、同日午前一時半こ ろ、同ホテルの管理人室に電話して、「女が酔っ払っているので手を貸してくれ。」と依頼するとともに、ホテルの従業員に見付かることをおそれて所携の覚せ い剤、注射器、注射針などをトイレに流して始末した。午前一時四〇分ころ被告人の依頼に応じてメイド二人が i 3の入口まで来たが、前もって迎えにくるように命 じておいたA6がちょうどやって来たので、被告人はメイドを部屋に入れないまま 帰した。A6が部屋に入ると、D4が足をベッドの端に掛けたまま全裸で床に倒れ ており、呻き声をたてて苦悶しており、浴室のシャワーは出しっぱなしで、床には D4の下着類が散乱していた。その後、濡れタオルを倒れているD4の頭に乗せた が、被告人は、ホテル側が事態を怪しんで警察へ通報したのではないかと危惧し、 様子を窺うため管理人室へ赴き、「部屋を汚したから」と言って、管理人に五〇〇〇円を握らせた。被告人は、善後策を講じるため、稼業上の兄弟分であるA13らに電話で連絡をとったが、うまくいかなかった。そこで、被告人は、ホテル備え付けの※本を全埋で倒れているB4に善せかけ、左前に時こる管理人室へ電話で けの浴衣を全裸で倒れているD4に着せかけ、午前二時ころ管理人室へ電話で、 「用事で一時間程外出するが、女の子は容態がよくなったのでそのまま残してい

く」旨連絡したうえ、午前二時一五分ころA6運転の車で同ホテルを後にしたが、 i 3を出るとき、同室の床に倒れたままのD4は足を痙攣させていた。午前三時半 ころA6がホテル i 2の管理人室に電話して、もう少ししたらホテルへ戻る旨伝え

たが、被告人、A6ともそのまま同ホテルには戻らなかった。その後、i3から同 ホテルの管理人室へはなんの連絡もなかったが、部屋の使用を延長するか否か確認 のため管理人室から同室に電話したところ応答がないので、同日午前一〇時四〇分ころ、従業員が同室に入ってみたところ、D4が被告人らが退室したときと殆ど同 じ状況で床の上に倒れたまま死亡しているのが発見された。

【「被告人は、D4に覚せい剤を注射したうえ同女と淫行しょうと考え、同月七日午後九時四〇分ころ、ホテルi4の客室「i6」において、同女に覚せい剤(約〇・〇四グラム)の水溶液を注射し、更に同日午後一一時一〇分ころ、ホテルi2i3において、同女に覚せい剤(約〇・〇四グラム)の水溶液を注射したところ、 同女は同日午後一一時三七分ころから頭痛その他の症状を訴えはじめ、翌八日午前 零時二五分ころからは、同女が強度の急性覚せい剤中毒症状を呈して重篤状態に陥 ったから、直ちに医師の診察・治療を求めるなど生存に必要な保護を加えるべき責任があるのにこれを怠り、同日午前二時一五分ころには同女を同室に放置したまま 同室から立ち去り、同女を数時間後に同室において覚せい剤による急性心不全のた め死亡するに至らせた」として、保護者遺棄致死罪で起訴されたが(昭和五八年八月一二日付起訴状の事実)、原審は、被告人の遺棄行為とD4の死亡との間の因果 関係の証明が十分でないとして、保護者遺棄罪の限度で有罪を認定した(原判示第 の事実) 1

被告人は、五月八日午前四時ころA6の運転する車で自宅に帰り、 4に電話をかけ、同女と懇ろであったがしばらく前から行方をくらませていた子分 D2の居場所がわかったから出てくるようにと呼び出し、A6運転の車で送らせ て、同女と札幌市s区内のホテルi7に投宿した。その後、被告人は、D4がホテルi2i3で死亡したことをテレビのニュースで知り、B一家の者から警察が被告人を探していると聞き、同日午後九時ころ北海道警察本部に右A14を伴って出頭 した後、事件所轄の札幌方面北警察署へ赴き事情聴取に応じ、取調官の求めにより 尿を提出して帰宅したが、翌九日午後一時三〇分ころ、自宅において覚せい剤の自 己使用の被疑事実で通常逮捕された。

右のような関係事実を前提として、以下検討を加える。 二 原判示第一の各事実(覚せい剤取締法違反の各事実)について

弁護人の論旨は、原判示第一の各事実について、いずれについても原判示のような事実自体存在しないのに、これらを認定した原判決の事実の誤認は、判決に影響 を及ぼすと主張する。

そして、被告人は、 これら原判示第一の各事実について、捜査段階においては概 ね認めるか、あるいは認めるような態度を示していたが、原審段階になって、これ らをすべて否認するに至った。

検討するに、原判決が原判示第一の各事実を認定したことに、事実の誤認の廉は 認められないが、所論にかんがみ以下に説明を加える。

原判示第一の一の事実(昭和五八年五月七日ホテルi4の客室「i5」にお いて、A6に対し、覚せい剤約〇・〇八グラムを譲り渡した事実)について

A 6 は、原審第三回、第四回各公判調書中の証言供述部分(以下、一括して「A 6証言」という。)において、大要次のとおり供述する。

すなわち、「自分は、覚せい剤譲渡の罪で札幌刑務所に服役中、昭和五二年秋こ ろ被告人と知り合って弟分となり、その後しばらく付き合いがなかったが、昭和五 八年三月ころ商売の資金繰りの援助を受けたことから再び被告人と交際するようになり、借金のかたに自動車を提供して被告人の運転手代わりなどをしていたもの で、その間被告人と一緒に覚せい剤を使用したこともある。当時札幌拘置支所に勾 留されていた被告人の内妻に面会に行く被告人を送るため、五月七日の午前一一時 ころ被告人方を車で訪ねたが、面会は中止することになった。ところが、A7と いう者から被告人にどこかのホテルで待っている旨の電話がかかってきた。自分 は、被告人から女を紹介するといわれ、一緒にホテルi4へ車で行き、客室「i 5」に入ったところ、A7、A8とD4がいたが、D4とA8は覚せい剤を打ったような気配であった。被告人が覚せい剤の小分け作業をするというので自分はニセンチないし三センチ四方くらいのパケー〇枚ほど作るのを手伝った。A7とA8は 部屋を出ていったが、その後被告人は「i6」の間へ移った。その際、「もしその 気があるなら女の子を抱け。二人でやればいいんだ。」といって、紙に乗せた四、 五回分の覚せい剤をくれた。自分はパケ作りの手間賃だと思った。部屋には自分と D4が残ったが、自分は被告人からもらった覚せい剤の約半量を水溶液にし、自分が持っていた注射器を使ってD4と二人で打とうとしたときA7が部屋に戻ってき

たので中止し、結局、機会を逸してしまい覚せい剤の水溶液は捨てた。残りの覚せい剤はビニール袋の口をライターで焼いて閉じたうえ、D4に無償でやったが、ホテルi2i3に遺留されていた同女の所持品の中にあったビニール袋入りの覚せい剤〇・〇四グラムは、そのとき自分が同女にやったものであることを、警察で見せられて確認している。その後「i6」の間に行って被告人と話した後、午後三時半か四時ころ右ホテルi4を自分だけ退出した」というのである。そして、A6は、「昭和五八年五月七日ころ、ホテルi4の客室「i5」におい

て、A6は、「昭和五八年五月七日ころ、ホテル i 4の客においれるら覚せい剤約にはいる。 i 5 見覚したの所所及び i 1 の i 1 の i 1 の i 2 の i 2 の i 2 の i 2 の i 2 の i 3 り i 2 の i 3 り i 2 の i 3 り i 2 の i 3 り i 2 の i 3 り i 2 い i 2 の i 3 り i 2 い i 3 り i 2 い i 3 り i 2 い i 3 り i 2 い i 3 り i 2 い i 3 り i 2 い i 3 り i 2 い i 3 り i 2 い i 3 り i 2 い i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3 り i 3

2 原判示第一の二の事実(昭和五八年五月七日、ホテル i 4 の客室「 i 6」において、A 7 に対し、営利の目的で覚せい剤約一グラムを代金三万円後払いの約束で譲り渡した事実)について

A7は、原審において証言(原審第五回公判調書)して、「昭和五八年三月ころ、自分が覚せい剤を買っていたD5のところで被告人と会い、知るようになった。同年四月初めころ、D5のところに警察の手入れがあり、覚せい剤の入手で、以来親しく付き合うようになった。自分は同年五月一〇日に逮捕されたがられまでに被告人から覚せい剤を五、六回買ったことがある。自分は、被告人と言れまでに被告人から覚せい剤を五、六回買ったことがある。自分は、被告人と言れるで、友人のD6に相談して、同月六日の深夜落ち合い、右D6がD4というにの子を連れて来たので、被告人に幾度も連絡をとろうとに治すっていたのである人の下で、カ4と三人で、ホテル;4の客室「;5」に泊まってごろ寝したが、のでD6、D4と三人で、ホテル;4の客室「;5」に泊まっていた。望七日朝に右D6が帰った後、D4と二人に出覚せい剤を打つ話になった。そこで、覚せい剤の顧客であるA8を電話で呼び出

て注射器を借り、同人と外出して一万円を金策したうえ、被告人に連絡をつけ、同日午前一一時ころ被告人方に覚せい剤を買いに行って、先に調達した一万円を払って覚せい剤の一万円パケー個(約〇・二五ないし〇・三グラム入り)を入手した が、その際被告人に覚せい剤をやればセックスさせる女の子がホテルi4にいると 話すと、被告人は刑務所に面会に行かなければならないと言っていたが、i4へ行 きたそうな様子であった。自分はホテルi4へ戻って、同日午前一一時半ころ、D 4、A8と一緒に被告人から買い入れた覚せい剤を打った。覚せい剤は四発分あっ 4、A62一幅に被告人から負い人れた見せい削を打った。見せい削は四発方のつて、一発分余った。その後三〇分くらいして、被告人とA6の二人がホテル;4に来た。A6とは、被告人のところに覚せい剤を買いにいったときに一度会ったことがある。部屋に入って来た被告人から今回のやつ(覚せい剤)どうだったときかれたので、よかったと話した。自分が被告人に、「女の子は生理中だ。」と言うと、被告人は、「いや、女の子じゃない。(覚せい剤を)小分けに来た。」などと言っていたが、自分は、日のは、これでは、 板合人は、「いや、メの子しやない。(見せい用さ)ホカリに不た。」なここ日っていたが、自分は、口ではそう言っていても覚せい剤を打ってセックスする気だなと思った。被告人とA6の二人来たのに、紹介する女の子が一人しかいないので、D4に知り合いの女の子に電話させたが、連絡が取れなかった。そこで、自分は、A8と一緒に女の子を探しに出たがうまくゆかず、午後二時半ころホテル;4へ戻ると、客室「;5」にはA6とD4の二人がいて、被告人はもう客室「;6」の方に共れるでいた。客室「;5」では、A6がベッドに様になって、注射器を手に に替わっていた。客室「i5」では、A6がベッドに横になって、注射器を手にし て中の覚せい剤を溶かしていた。A6はこの女の子と覚せい剤を打ってセックスす るんだなと思ったので、自分は「i6」の間に移ったが、そこには被告人がひとり きます」と答えると、被告人は秤を出して、覚せい剤を五グラムパケニ個の中から一グラム分けてくれた。秤にかけるとき、丸いつまみの付いた一グラムの分銅があったので分けてもらった量は一グラムだと思った。代金三万円は、被告人の方から 後払いでよいといったので、翌日代金を支払う約束をした。それからA8と二人で ホテル i 4 を出た。帰宅後、一万円で買った分の残りと三万円で買った分を一緒に い、ルーサを出た。帰亡は、一月口で見つた刃の残りと三月口で見つた刃を一緒にして、同月七日夕刻、その中から一回使った。次に同月八日午前一〇時ころ、自宅で覚せい剤を打ったのが最後の使用である。そのとき、警察無線を傍受していて、D4が死亡したことを知った。そこで、警察が自分のところにも来ると思い、使い残りの覚せい剤を、翌九日札幌市m区内の喫茶店「D7」で、A8に「売れたら売ってくれ。」と言って代金四万円の約束で渡したが、その後代金は払ってもらっていない。同年五日一〇日に逮捕されたが、同日七日の神生したと覚せい割物 いない。同年五月一〇日に逮捕されたが、同月七日の被告人から覚せい剤約一グラ ムを代金三万円で譲り受けた事実、同月八日の覚せい剤を自宅で使用した事実及び 同月九日のA8へ覚せい剤四パケを代金四万円で譲り渡した事実で起訴され、同年 七月一二日、懲役一年の実刑判決を言渡されて服役した。」と述べ、被告人本人の おこなった質問に対し、「i 4で覚せい剤を一グラムもらったとき、現金のやり取りはしていないし、後日現金のやりとりをしたこともない。帰り際に、被告人から 自分に対して、女の子を連れて来てホテル代もかかっているし、経費もかかっているがある。 るだろうから三万円くらいの値はするんだけども金はいらないから、と言われた覚 えはない。」と答えている。

また、前記のA8は、原審第七回公判期日において証言して、「自分は、昭和五八年五月九日札幌市m区tの喫茶店でA7から覚せい剤約〇・九グラムを代金四万円で譲り受けた事実と函館で覚せい剤を使用した事実で起訴され、同年七月七目覚せい剤取締法違反罪で懲役一年六月の実刑判決の言渡を受け服役中である。

被告人には、D4の死んだ事件のあった同年五月七日に;4というホテルで初めて会った。自分は前にも覚せい剤の前科があるが、再度覚せい剤を使用するからであるA7に仕事がないかと頼んだことがあるA7から電話で、「仕事のことで話がある自己というであるA7から電話で、「仕事のことで話がある自己というではした。本テル;4に居る。」というでは出しを受け、もはこれでは対けるでは、10年によりは対していながあったが、前に入ると、A7がらのはいかにはいるの方にはいるででは、15」の間に入ると、A7がらの方で一方のははいると、A7がらの方で大がおし、では、B1に行った。A7がらは対して、が、自分は被告し、であると、A7がらに行ってA7が覚せい剤を買ったが、自分は被し、すぐ打とらといる。A7が見せい剤を持ってかが見せい剤を持ってたが、自分はであったが、日かけであったが、日かが用意し、D4も起きて来た量はO・二グラムくらいであったが、14に注射し、次がA7自身で、最後に自分にA7が打った。D4は対いた。D4に注射し、次がA7自身で、最後に自分にA7が打った。D4はからにA7が打った。D4に注射し、次がA7自身で、最近にA7が打った。D4はからにA7が打った。D4はからにA7が打った。D4はからにA7が打った。D4はからにA7が打った。D4はからにA7が打った。D4はからにA7がよりに表がないませい。A7がよりにA7がよりにあるA7がよりにあるA7がよりにあるA7がよりにあるA7がよりにあるA7がよりにあるA7がよりにあるA7がよりにあるA7がよりによりにはいる。A7がよりにはいるA7がよりによりにはいる。A7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7がよりにはいるA7が

うにいっていた。その後、被告人とA6がホテル;4へ来たが、A6とは初対面であった。自分は、A7が女の子を紹介したんじゃないかと感じた。自分とA77は上が、その前に、被告人がA7に覚せい剤を小分けしてよいかと聞き、A770は気を利かせて午後三時前ころ外出した。二人でドライズがら、一時間くらい女を引っ掛けようとしたがうまくいかなかったので、カ4へ戻り、「i5」の間へ行ってみると、そこには、A6とD4がいた。D4は、カイはないし一〇分くらいいた。一、二分かもしれない。その後、A7は「のがホナはは五ないし一〇分くらいいた。一、二分かもしれない。その後、A7は「のがホナはは五ないし一〇分くらいいた。」の間に行ったが、自分は外の車で待っていた。A6が「i6」の間に行ったが、D4とA7が「i5」の間に行ったが、D4は帰るのかなと思ったが、ことを記れたは、D4は帰るのかなと思った。貸している。スカに車で琴似の駅の方まで送ってもらったが、途中でA7に注射器を貸入れてから自分のいる車の方へ戻ってきた。は、D4は帰るのかる車の方へ戻ってきた。は、B7が同女を「i6」の間に入れてから自分のいる車の方へ戻ってきた。は、B7が同女を「i6」の間に入れてから自分のいる車の方へ戻ってきた。は、B7が同女を「「ⅰ6」の間に入れてから自分のいる車の方へ戻ってきた。ことを警察無線で傍受したようであった。屋のニュースで、ホテルにいるので、その翌日の九日午後九時にころA7から電話があり、会いたいそので、その翌日の九日午後九時にころへの喫茶店「D7」で会ったが、そので、その翌日の九日午後、カーには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには、スローには

〇・二グラムのパケ四個、〇・一グラムのパケ一個の計五個で、代金は四万円であった。自分はその日か次の日、函館の方に行った。最後に覚せい剤を打ったのは、自分の判決にあるとおり、同年五月一一日ころと思う。同月一三日に逮捕され、その日に尿を任意提出したが、その際の検尿で出た覚せい剤反応は、同月九日にA7から入手した覚せい剤を使用した結果に間違いない。覚せい剤を他から入手したことはない。」と述べ、被告人からの質問に対して、「A7が被告人から覚せい剤を入手した現場は見ていないが、A7から入手した覚せい剤を見せてもらった。A7は自分の目の前では覚せい剤の小分けをしていない。」と答えている。

このように、原審公判廷における証人A7、同A8の各供述は、その大筋においてよく合致するのであって、前記1において原判示第一の一の事実につき検討したA6の供述、更には、同年四月末ないし五月初めころ被告人に多量の覚せい剤を現金売りした旨のA13の原審証言(原審第一一回公判調書)、同人の検察官に対する供述調書(そして、被告人も、検察官に対する昭和五八年七月一五日付供述調書 において、本件で被告人が譲渡しあるいは使用した覚せい剤は、いずれも同年五月 三日ころA13から代金一二万円で買い入れた約一〇グラムの覚せい剤の一部であ ることを認めている。)なども併せみると、いずれも十分信用するに足り、その取 引の態様にもかんがみると、本件当日被告人がA7に対し、営利の目的をもって覚 せい剤約ーグラムを代金三万円後払いの約束で譲渡した事実を認めて誤りないもの というべきである。しかも、被告人は、検察官に対する昭和五八年五月三〇日付、同年七月一五日付各供述調書において、右営利目的譲渡の事実を認めているのであ る。被告人は、原審冒頭の罪状の認否の供述において右営利目的による覚せい剤譲 渡の事実を否定し、その後も否認を続け、原審公判廷では、当時しばしば覚せい剤 取引の仲介をしていたことを認めながら、 「昭和五八年五月七日、A7から自宅に 電話があり、覚せい剤がほしい、女の子がいるので紹介するということであった。 A 7 が自宅に来たので、覚せい剤〇・七グラムを無償で渡した。現金がないから後で二、三万積むという話であった。A 7 は警察に追われているし、稼業の方では不 義理をして兄貴分のD5から手配されていた。また、D5らからは、A7は精神病 院に入、退院を繰り返しているから、覚せい剤を渡さないでくれと言われていたの で、A7にこれで最後だと言って無償で渡したのである。A7は、自分のうちの玄 関先で○・二グラムくらいの小さなパケを作って、後でわかったことだが、外に待 たせていたA8には、一万円で自分から買ってきたことにして、残りを懐に入れた らしい。ABの名はそのときは全然聞いていないが、同行して待ってる客がいると 言っており、玄関先でパケを作ってその客に渡したということである。自分は、A 7にいい女の子がいたら紹介してくれと、前に頼んであった。覚せい剤を使って女 と遊ぼうということである。

実際に女の子を紹介してもらって遊んだのは、D4とが最初であった。覚せい剤〇・七グラムをA7に渡したのは、女を紹介してくれることに対する礼だったかもしれない。A7と入れ違いにA6が来たが、勾留中の内妻に面会に拘置所へ行くには時間が遅くなった。ところが、A7からまた電話がかかってきたのをA6が聞いていて、自分の方に紹介してほしいと言うので、A6を連れてホテル:4へ行くこ

とになったのであって、自分自身が女の子と遊ぶとか覚せい剤を小分けするために、ホテル i 4へ行く必要はなかった。A6に女を紹介してやる積もりであり、それにどんな女かという興味もあった。ホテルの風呂を使う積もりで、下着の替え、洗面道具など持っていった。しかし、注射器は持っていっていないし、秤も持って行っていないと思う。

の譲渡の事実について、A 7の供述をそのまま信用するのは性急に過ぎる。 A 7は天秤計りの重りから、一グラム譲り受けたと分かったというが、自分は、ホテル i 4に秤を持ち込んだことはないし、また、秤の重りを見て量を判断している。原判決は、A 7が率直に覚せい剤の譲り受けを認めて最後している。原判決は、A 7が率直に覚せい剤の譲りを認めてるといるできない。原判決は、A 7が率直に覚せい剤の譲りを認めているのではなく、むしろ積極的に譲渡の事実を認めているのではなく、むしろ積極的に譲渡の事実を認めているのであるから、A 7がそれを認めるのは当然である。自分はA 7の住所はいるらいから、後払いの約束で覚せい剤を譲渡するのはおかしい。」、「当などと自分が利力であり、買値以上の値で転売し財産上の利益を目的として有償譲渡したとわれるのは、心外である。」などと主張するのであるが、前記の関係証拠に照ら し、右弁解は到底容れ難い。

3 原判示第一の三、四の各事実(昭和五八年五月七日午後一一時一〇分ころ、ホテルi2i3において、覚せい剤約〇・〇八グラムを含有する水溶液約〇・五立方センチメートルのうち約〇・二五立方センチメートルを自己の身体に注射して使用した事実及び右日時、場所において、D4と共謀のうえ、右の残量約〇・二五立方センチメートルをD4の身体に注射して使用した事実)について

その他、詳細な所論の指摘にかんがみ記録を調査し当審における事実取調べの結果をも参酌して検討しても、原判示第一の各事実については、原判決に所論指摘の事実の誤認の廉は認められない。弁護人の論旨は容れることができない。

三原判示第二の事実(保護者遺棄の事実)について

検察官の論旨は、原判決が被告人のD4に対する保護者遺棄罪の成立を認めながら、被告人の遺棄の所為と被害者死亡の結果との間に因果関係の証明がないとして保護者遺棄致死罪の成立を認めなかったのは、証拠の評価を誤って事実を誤認し、ひいては法令の適用を誤ったもので、判決に影響を及ぼす誤りがある旨主張する。

これに対し、弁護人の論旨は、被告人が自ら被害者D4に覚せい剤を注射した事実はなく、右D4は自らすすんでA7、A6らに覚せい剤を注射してもらい、その結果中毒症状が生じたものであるから、被告人としては同女を保護しなければならない責任のある立場にはなく、また被告人は同女の示した症状は覚せい剤による一過性のもので生命の危険はないと確信しており、客観的にも急性中毒死の結果を招く程多量の覚せい剤が同女の体内に存在したわけではないから、緊急に医療を受けさせる必要性があったとは言えず、被告人が同女をそのままにしてホテル;2の;3を立ち去ったことの道義上の責任はともかく、刑事責任を問われるいわれはないのであって、被告人につき保護者遺棄罪の成立を認めた原判決は、事実を誤認し、

ひいては法令の適用を誤ったもので、判決に影響を及ぼす誤りがあると主張する。 そこで各所論にかんがみ検討を加える。

- 1 関係証拠によれば、D4は、昭和四四年五月二一日生まれ、一三歳一一か月の中学二年生で、身長一五一センチメートル、体重四七・五キログラムの健康体であり、当時生理期間中であったが、昭和五八年五月七日午前中にA7らとともに使用した覚せい剤の影響からか、同日午後四時半ころホテル:4から一旦自宅に戻った際、顔色が悪く、継母に吐き気を訴えるなどしたほかには、身体に特段の異常は認められなかった。そして、被告人が、同日午後一一時ころ、D4を伴って、前記ホテル:2:3に赴いたいきさつは、およそ前記一の(1)ないし(5)に認定したとおりである。

このような次第で、関係証拠上、昭和五八年五月七日午前一一時すぎころ、ホテルi4の「i5」の間において、A7がD4に覚せい剤を注射しており、同日午後零時半ころ右ホテルに赴いた被告人も、この事実をA7から聞知したうえで(前記一の(2))、少なくとも、同日午後九時半ころと午後一一時すぎころの二回にわたり、D4に覚せい剤を注射したことは、明らかである。

〈要旨第一〉4 このような事実関係のもとにおいては、D4の前記の異常な心身の状況は、関係証拠上、覚せい剤による急〈/要旨第一〉性の薬理作用によるものであ

ることは明らかであるところ、五月七日午後一一時すぎころ被告人がD4に覚せい剤を注射してしばらくして後、D4が頭痛、胸苦しさ、吐き気などを訴え、それが次第に高進して前記の錯乱状態に陥ったと認められる翌八日午前零時半ころ以降に おける同女の容態は、軽微な一過性の症状の発現などではなく、覚せい剤により健 康を害し、病者として他人の扶助を必要とする重篤な状態にあったことが明らかと いうべきである。そして、被告人は、同女が同月七日午前中A7らと覚せい剤を使 用した事実を聞知したうえで、さらに同日午後九時半ころホテル i 4において、また、午後一一時すぎころホテル i 2 i 3において、それぞれ同女に覚せい剤を注射したのであるから、同女が右のような異常な状態に陥るについて、自らその原因を 与えたことは明らかであって、被告人自身そのことを十分認識していたと認められること、五月七日午後一一時ころホテル i 2 i 3 に同女を連れて行ったのは被告人 当時、密室状態の同室には被告人が同女と二人だけで在室しており、同女 の容態が悪化していく状況をつぶさに目撃していたことなどの事情を併せ考える と、被告人には、ホテルの管理人室を介し、あるいは直接外部に電話をかけるなど の方法により(右 i 3から直接——九番の緊急電話をかけることが可能であったこ とは、同ホテル管理人A15の原審証言に明らかである。)、右のような重篤な錯 乱状態に陥った同女に対し、遅滞なく直ちに救急医療を受けさせて、同女の生存に 必要な保護をなすべき刑法上の義務があったというべきである。

この点に関する弁護人の所論並びに右所論に沿う被告人の弁解は、その余の関係

証拠に照らし到底容れることができない。 5 しかるに、先に認定したとおり、被告人は、同月八日午前零時半ころ以降において錯乱状態にあった同女につき、右の義務を尽くさなかったばかりか、前記のように、同日午前一時半ころ管理人室に電話をして、手を貸してくれるよう依頼し、これに応じて同日午前一時四〇分ころメイド二名が i 3の入口まで来たのに、 前もって迎えにくるように命じておいた前記A6が訪れると、覚せい剤の使用の事 実などが発覚することをおそれる余り、メイドらをそのまま引き取らせ、D4を被 告人に紹介したA7や、稼業上の兄弟分であるA13らとの電話連絡にいたずらに 時間を費やし、結局、全裸で床に倒れている右D4に対して、その額に濡れタオル を当て、ホテル備え付けの浴衣をその体の上に着せかけたのみで、なんら同女の保護に必要な措置をとることなく、同日午前二時すぎころ管理人室へ電話で、「用事で一時間程外出するが、女の子は容態がよくなったのでそのまま残していく」旨連絡したうえ、同日午前二時に五分ころ、A6とともに同人運転の車で同ホテルを立 ち去り、そのまま同ホテルには戻らなかったのである。

このような被告人の所為について、原判決は、被告人が保護責任者としての 義務に反してD4に対し必要な保護を与えなかったと判断して、刑法二一八条一項の保護者遺棄罪の成立を認めたが、死亡の結果については、「本件のように不作為による遺棄行為によってD4を死に至らせた場合は、被告人の遺棄行為がなければD4は確実に死ななかったこと、すなわち、被告人の遺棄行為と同女の死亡との間の因果関係が証明されなければ、同女の死亡の結果について被告人に刑事責任を問うことはできないと解すべきところ、前述のとおり、死体の鑑定結果によるとD4は被告人の過度後に時間程度しか生存していなかったことが高かがえる。司法 は被告人の退室後二時間程度しか生存していなかったことがうかがえるうえ、 警察員作成の検視調書、医師A22作成の死亡診断書(死体検案書)によれば死亡 推定時刻は午前三時ころとされていること、同女の死体が発見された際、死体の位置、姿勢は被告人らが立ち去った時とほとんど変化がなく、同女の額の上に乗せられた濡れタオルがずれ落ちておらず、かぶせられた浴衣もほとんど乱れていなかった。 たこと等の事情が認められ、そうすると、同女は被告人らが立ち去った後すぐに死亡したのではないかとの疑いを払拭することができず、さらに、A17鑑定及びA 18鑑定も、同女が適切な救急措置を受けておれば救命された可能性を否定するこ とができないとはするものの、現実にどの時点で医師の診察・治療を求めておれば 確実に救命することができたかについては、正確な意見を述べることはできず、逆に同女の死亡の可能性も否定できず、現実の救命可能性が一〇〇パーセントであったとはいうことができないともしており、そうすると、同女の死亡は被告人が遺棄行為によって与えた危険が現実に具体化した結果であるとは断定しがたく、被告人の決定なるとなり、 の遺棄行為がなく、同女の異常な言動が発生した後直ちに医師の診察・治療が求め られたとしても同女は死亡したのではないかとの合理的な疑いが残るといわざるを 得ない。」と判断し、「本件保護責任者遺棄致死の訴因のうち保護責任者遺棄の事 実については証拠によってこれを肯認することができるものの、右遺棄行為とD4 の死亡との間の因果関係の存在については、その証明が十分でないと言わなければ

ならず、被告人は保護責任者遺棄罪の限度で刑事責任を負うべきである。」と結論するのである。

〈要旨第二〉7 しかしながら、原判決の右判断のうち、被告人の右所為につき刑法二一八条一項の保護者遺棄に該当する〈/要旨第二〉と認めたことは相当として是認できるが、被告人の遺棄行為とD4の死亡との間の因果関係を否定し、同法二一九条を適用しなかった判断には、到底与することができない。

関係証拠、とくに証人兼鑑定人A17の原審供述(第二〇回公判調書) 対する原審の尋問調書、証人兼鑑定人A17の当審供述(第九回公判調書)及び同 人作成の鑑定書(以上をまとめてA17鑑定という。)、証人兼鑑定人A18の原審供述(第二一回、第二二回各公判調書)及び同人の検察官に対する供述調書(以 上をまとめてA18鑑定という。)、検察官竹田勝紀作成の報告書二通、司法警察員A23作成の捜査報告書、北海道警察本部刑事部科学捜査研究所技術吏員A20 作成の昭和五八年六月一五日付鑑定書、右A20ほか一名作成の同年五月二五日付 鑑定書を総合すると、D4の死因は、覚せい剤の使用による急性心不全であり(そ の死後の推定経過時間は、死体解剖の開始時刻である昭和五八年五月八日午後四時 ころまでにおよそ一二時間ないし二四時間と推定される。)、同女の血液中には血 液一〇〇ミリリットル当たり一七八マイクログラムの覚せい剤フェニルメチルアミ ノプロパンの存在が認められるのであるが、本件の発生した昭和五八年五月当時に おいても、札幌市内には二四時間体制で救急医療を施す医療体制が確立されてお り、救急措置についての専門的訓練を受けた救急隊員が乗り組む救急用自動車(以 救急車という。)約二〇台が各消防署とその出張所に配備されて常時出動可能 な態勢にあり、市内から緊急電話 (一一九番) で要請すれば、平均所要時間約六分 で市内の現場に救急車が出動し、平均所要時間約一四分で傷病者を救急医療機関に 緊急搬送することが可能であって、その搬送途中においても、救急隊員が容態に応 じて呼吸補助、心臓マッサージなどの救急措置をとりつつ専門医療機関へ急行する ことができたこと、本件の発生したホテルi2の場合であれば、救急車の到着まで の所要時間は五ないし八分であることが認められる。したがって、本件の場合、ホ テルi 2の地理的位置関係(関係証拠によると、同ホテルはJR札沼線b駅の南方 約五〇〇メートル、札幌市街北部の交通至便の場所にある。)、本件の発生時間 (深夜であったから道路の輻輳はなかったと思われる。) なども併せ考えると、右ホテルから直ちに救急医療を要請しておれば、前記の平均所要時間(約二〇分)程 度の時間内に救急車が出動して右D4に応急の措置を施しながら人的物的設備の整 った二四時間体制の救急医療機関に搬送することが可能であったと認められ(な お、D4に覚せい剤を注射して急性症状の原因を与えた被告人は、保護責任のある 者として同女の救急医療を要請するにあたって、右症状の原因が覚せい剤による旨及び使用の時期、方法、分量など救急医療上参考となるべき知る限りの事柄を告知する義務があったというべきである。)、また、搬送を受けた医療機関においても、急性症状の原因が明確な本件の場合、原因解明の手間を省いて直ちに、呼吸補 助の措置、心臓機能低下に対応する措置、さらには覚せい剤の体外排出促進の措置 等、覚せい剤により重篤な急性症状を起こしたD4の救命に必要かつ適切な医療措 置を施すことが可能であったと認められる。

一そして、D4は一三歳一一か月と若く、生命力が旺盛で、ことに、証拠上、心臓、腎臓等の循環器系統に特段の疾病がなかったと認められることなども併せ考えると、「D4が錯乱状態に陥り部屋の中で動きまわるなど活発に動作していた段階(これは、証拠上、八日午前零時半ころから被告人が管理人室に手伝いを求めたれ前一時半ころまでの間であると認められる。)までに適切な救急医療を施しておば、十中八、九救命は可能であり、その後体を活発に動かさなくなった段階(これは、証拠上、同日午前一時半ころ以降と認められる。)においても、救急医療を施は、証拠上、同日午前一時半ころ以降と認められる。)においても、救急医療を施すことにより救命できた可能性はかなり高い。」旨の、救急医療の専門家である札幌医科大学助教授A18の鑑定結果(法医学の専門家である同大学教授A17の鑑定結果も同旨であり、A18鑑定と矛盾する点は認められない。)は十分措信できるというべきである。

このように検討すると、五月七日午後一一時すぎころ被告人がD4に覚せい剤を注射して後、D4が頭痛、胸苦しさ、吐き気などを催し、それが次第に高進して、前記の錯乱状態に陥ったと認められる翌八日午前零時半ころ以降の時点において、同女は、覚せい剤の重篤な急性症状を起こして健康を害し身体の自由を失い、病者として緊急に適切な医療の措置を施すことが必要な状態にあったのであり、しかも、同女に覚せい剤を注射した被告人は、同女とともにi3に居て、このような同

女の容態を目撃し、症状の成り行きを十分認識していたのであるから、もはや一刻の猶予も許されず、躊躇することなく救急医療を要請すべき義務があったというべきであり、被告人が右の義務を十分尽くしておれば、同女を救命することができたと認めることができる。したがって、同女が錯乱状態に陥った五月八日午前零時半ころの時点において、直ちに救急医療の要請をおこなわずに、漫然同女を放置したまま立ち去った被告人は、同女の生存に必要な保護を行わなかったために、同女を死に致したものというべきである。その際、救急医療を要請すると被告人の覚せいない。というできな理由になり得ないことは言うまでもない。

8 原判決は、被告人の遺棄行為とD4の死亡の結果との間の因果関係の証明が十分でないと言うのであるが、原判決が指摘するように、被告人が五月八日午前二時一五分ころホテルi2i3を立ち去った直後にD4が死亡した可能性を否定できないとしても、先に検討したとおり、遅くとも同女が錯乱状態に陥ったと認められる同日午前零時半ころの時点において、直ちに医療機関に連絡して、同女に救急医療の措置を受けさせておれば、救命することが十分可能であったというべきである。

この点につき原判決は、A17、A18両鑑定とも、現実にどの時点で医師の診察・治療を求めておれば確実にD4を救命できたかについて正確な意見を述べることができず、現実の救命可能性が一〇〇パーセントあったとは断言できなかったとして、結局、被告人の本件遺棄行為とD4の死亡の結果との間の因果関係を認めないのであるが、原判決のA17、A18両鑑定に対する右の評価、そしてこれを前提とした右因果関係否定の判断は、決して当を得たものとは言いがたい。

提とした右因果関係否定の判断は、決して当を得たものとは言いがたい。 A17、A18の両証人兼鑑定人が、五月七日午後一一時すぎの覚せい剤による 頭痛、胸苦しさ、吐き気などの急性症状の発現から翌八日午前零時半ころない。 前一時半ころにかけての錯乱状態、そしてこれに続く動作の不活発な状態と、刻存 容態の変化する約二時間半ないし三時間程度の短い時間帯の中で、D4につき でといっては、正確な意見を述べることはできず」、「現実の救命可能性が一〇〇パー セントであったとはいうことができないともし(た)」(原判示)のは、事実評価 の科学的正確性を尊ぶ医学者の立場として、むしろ当然のことというべきである。 被告人のD4につき「生命にある。

被告人のD4につき「生存二必要ナル保護ヲ為ササル」所為(刑法二一八条一項後段)と同女の死亡との間の因果関係の存否を検討するに当たっては、関係証拠から認められる本件の事実関係を基に、前記A18鑑定、A17鑑定の各結果を参考にしながら、被告人の「生存二必要ナル保護ヲ為ササル」所為のゆえにD4が死亡したと刑法上評価されるか否かを判断すべきものであって、鑑定人が医学者の立場から、前記の時間帯のどの時点までに救急医療を施せばD4を確実に救命できたかを明らかにできず、一〇〇パーセントの救命の可能性を認めなかったからといって、そのことが直ちに右両者の間の刑法上の因果関係を否定すべきことには連ならないというべきである。

このような見地に立って、救急医療の専門家である証人兼鑑定人A18の原審供述を検討すると、同人は、前記のとおり、D4の救命の可能性についてはむしろ肯定的であり、A17鑑定もこれと同旨と認められるのであって、右7項において詳細に検討したとおり、被告人の「生存二必要ナル保護ヲ為ササル」所為とD4の死亡との間には刑法上の因果関係を認めるに十分である。 このような次第で、原判決は、D4の死亡の結果につき被告人の保護責任者とし

このような次第で、原判決は、D4の死亡の結果につき被告人の保護責任者としての刑責を認めなかった点において事実を誤認し、ひいては法令の適用を誤ったものであって、その誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであるというべきである。検察官の論旨は理由がある。

四 被告人の検察官に対する各供述調書の任意性について

被告人は、原審段階から公訴事実をすべて否認し、被告人の検察官に対する供述調書の信用性を争うとともに、当審にいたって、原審が証拠に採用した被告人の検察官に対する供述調書は、いずれも被告人の体調の不調に乗じ、あるいは別件の覚せい剤取締法違反罪を不問に付するなどの利益で誘導して作成した内容虚偽の調書であるから、信用性がないのみならず、任意性がない旨主張する。

そこで、原審が証拠に採用した被告人の検察官に対する各供述調書の任意性につ いて、ここに一括して検討を加える。

原審第二回公判調書中の証人A1の供述部分、原審第八回公判調書中の証人A1 Oの供述部分、原審第二回、第一七回、第一八回、第一九回各公判調書中の証人A 5の供述部分、当審第四回公判調書中の証人A19の供述部分、検察官A19作成の報告書(添付の原稿用紙一葉を含む。)及び当審において被告人の供述経過を明らかにするために取調べた被告人の供述調書等の関係証拠を検討しても、捜査官において被告人の持病である直腸脱の悪化に乗じ、あるいは別件の覚せい剤取締法違反事件を被告人に有利に処理するなどの利益供与を示唆して誘導し、被告人の真意に出ない内容虚偽の供述調書を作成したなどの疑点は見い出せない。かえって、正人A19の前記供述部分、同人作成の報告書などに徴すると、被告人は、D4の死に痛く衝撃を受け、真摯な態度で取調べに応じ、昭和五八年七月一五日付の検察官に対する供述調書作成の直後には、取調べにあたったA19検察官に特に用紙を求めて同女の死を悼む短歌をしたためて同検察官に示すなどしたことが認められるのである。

したがって、この点に関する所論は容れることができない。

第二 原判決の無罪部分について

検察官の論旨は、原判決は昭和五八年八月一六日付起訴状第一のA14に対する 覚せい剤の無償譲渡の訴因につき、右A14の証言の信用性を否定して事実を誤認 したものであり、また検察官に釈明を求めて犯行場所について訴因の変更を促せ ば、容易に有罪を認定できたのに、これをしないまま犯罪の証明がないとして無罪 の判決を下したことは、刑事訴訟法三一二条二項、刑事訴訟規則二〇八条所定の訴 訟手続に違反した点で、判決に影響を及ぼす誤りがあると主張する。

そこで、所論にかんがみ検討を加える。

ー 原判決は、昭和五八年八月一六日付起訴状第一の「被告人は、法定の除外事由がないのに、昭和五八年五月四日ころ、札幌市北区 k I 丁目 u 番地 v 所在のホテルi 2のi 3において、A 1 4に対し、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパンを含有する粉末約〇・〇三グラムを無償で譲り渡した。」旨の公訴事実について審理の結果、犯罪の証明がないとして無罪を言渡したが、その理由とするところは、およそ次のとおりである。

すなわち、原判決は、関係証拠によれば、被告人、A 1 4 を含む五名が昭和五八 年五月二日夜から同月三日朝にかけて北見市内のホテル i 1に投宿した事実及び同 月九日にA14が警察に任意提出した尿中から覚せい剤フェニルメチルアミノプロパンが検出されたことから同日までに同女が覚せい剤を使用した事実がそれぞれ認 められ、これらの事実に、被告人の検察官に対する同年五月三〇日付供述調書(自 白調書)とA14の証言(原審第一二回公判調書)を併せみると、右公訴事実が証 明されたかに見える旨判示しながら、右A14の原審証言は、(一)覚せい剤譲り 受けの事実自体については、描写が具体的で詳細であるが、日時、場所について は、証言まで約一年半の時の経過を考慮しても、「北見から帰った日の午後一〇時ころホテルi2に行った。」こと以外は極めてあいまいで、殊に、覚せい剤を譲り受けた部屋の番号、譲り受けの時刻、譲り受けた覚せい剤の量、ホテルを退出した 時刻等については検察官の誘導によって述べていて、証人自身の記憶の根拠が明らかでないこと、(二)原審で弾劾証拠として取調べたA14の司法警察員に対ける 供述調書三通によれば、同女が覚せい剤使用の容疑で逮捕された同年五月九日以来 一貫して、最終使用した覚せい剤は被告人から譲り受けた旨述べてはいるが、 (1) 同年五月九日付供述調書では、覚せい剤譲り受けの日時、場所、その形状に ついて、「五月三日ホテルi2のi8号室で、一センチメートル四方のビニール袋 入り一個を譲り受けた。」と述べながら、(2)同月一八日付の供述調書では、譲 り受けの場所を「i3」と特段の説明もないままに言いか、え、譲り受けの日時を 同月三日午後一〇時三〇分ころと述べ、覚せい剤の量の見本図を見せられて、譲り 受けた覚せい剤の量を約○・○三グラムであったと袋の形状の図面まで描き、 (3) 同年八月四日には、ホテルi 2へ行ったのは北見から帰った日、すなわち五

月三日である旨、その時期を初めて北見への旅行と結び付けて述べ、覚せい剤譲り受けの日時とその分量につき、「五月四日午前零時ころ被告人から約〇・三グ人の覚せい剤を譲り受けた。」と、それまでと異なった供述をするなど、被告人の可覚せい剤譲り受けに関して供述が変遷していること、(三)しかも、A14のうところでは、その当時までに被告人から覚せい剤を譲り受けた経験が複数回あるうえ、同女には被告しい、また被告人とホテル;2へ同行した経験も複数回あるうえ、同女には被告人のにも覚せい剤を打ってくれる者がいたことなどを挙げて、A14の原審証言は信用できず、他に被告の使用記録とも矛盾するとして、結局、A14の原審証言は信用できず、他に被告

人の捜査官に対する自白を裏付けるに足る証拠に欠け、結局犯罪の証明がないとして、右公訴事実について無罪を言渡した。

- 二 しかしながら、当裁判所は、原判決の右結論には与することができない。 1 本件公訴事実において、昭和五八年五月四日ころホテル;2で被告人から覚せい剤約〇・〇三グラムを譲渡されたとされるA14が、同年五月二日、被告人から誘われて北見へ同行して同地のホテルに一泊し、翌三日夜被告人らと共に札幌へ戻ってきた事情は、前掲第一の一(1)に認定したとおりであり、その後同月八日午後、同女が被告人に同伴して札幌方面北警察署に出頭し、右警察署において任意提出した同女の尿から覚せい剤フェニルメチルアミノプロパンが検出されたことは、原判決が証拠から認定するとおりである。
- 2 そして、被告人は、検察官に対する昭和五八年五月三〇日付供述調書において、「自分がA6から借金のかたとして預かっていた車を、D2が持って行ったまま行方が分からなくなったので、五月三日か四日の夜、同人の愛人であるA14をホテルi2に呼んで、右D2の居所を尋ねた際に、同女と一緒に覚せい剤を使用し、同女が使う分として耳かき二杯分くらいの覚せい剤をくれてやった。その分は、警察で見せられた覚せい剤の分量見本に照らし約〇・〇三グラムくらいと思は、警察で見せられた覚せい剤の分量見本に照らし約〇・〇三グラムくらいと思い、当自自したが、原審においてこの自白を全面的に覆し、右覚せい剤の譲りたの公訴事実を否認し、「五月三日の夜は、北見から札幌へ帰ってA14らと別れて後自宅にとどまっており、ホテルi2には行っていないし、再度右A14に会ったことはない。」と主張するのである。
- るころで、A14は、本件当時一七歳で無職であったが、(一)原審で証言でよれば、「当時懇のな関係にあったD2から覚せい剤を打ってもあるところによれば、「当時懇の昭和五八年三月か四月ころD2の親分でもある告人を知るようになった。当時、自分は妊娠四、五か月であったが、D2は、同年を借りたまま一、二週間前から行方が分からなくなっていた。自分は、同年年前三時ころ、覚せい剤使用の容疑で北警察署で逮捕されたが、尿を使用した覚せい剤は、五月六日から同月三日、すなわち被告人の際使用した覚せい剤は、被告人から同月三日、またが、その際使用した覚せい剤は、被告人から同月三日、おりたが、着いた時間はわからない。一旦、札幌市m区×リーロのである。カーのである。カーのでは、その日のである。カーのでは、カーのは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カ

ある(原審第一二回公判調書)。 (二) また、当審が、第二回公判期日において、右A14に証言を求めたところ、大要、「昭和五八年五月八日か、九日ころ覚せい剤使用の容疑で逮捕された。被告人から貰った覚せい剤を逮捕の三、四日前に自宅で使用したが、そのいきさつは、昭和五九年一〇月ころ裁判所で証言(原審証言)したとおりである。被告人からホテル;2で覚せい剤を貰った部屋の番号は記憶していない。原審では、;3で貰ったと証言したが、これは、検察官から「調書では;3で貰ったと述べているが

そうか」と尋ねられたので、肯定したのである。今年(昭和六一年)になって、警 察官に伴われて、ホテル:2に被告人から覚せい剤を貰った部屋の確認に赴き、 つ一つ部屋を見て回った。ホテル i 2 は、三階建で、一階が駐車場、二、三階にそれぞれ六、七室の客室があり、使用中の部屋が一、二あったが、殆どの部屋を見た。 i 3 にも入ってみたが、覚せい剤を貰ったのがその部屋か否かはっきり思い出 せなかった。部屋の中の記憶はあったが、この部屋でもらったという記憶はなかった。一番印象深かったのは i 1 1 号室であった。他にも三階の部屋二、三について 記憶があった。被告人から覚せい剤を貰った部屋は、長椅子と椅子みたいに腰掛けられるような高さのベッドの備えてある部屋であったので、 i 1 1 号室が一番印象 が深かった。昭和五八年五月一四日に検察官から取調べられたことがあり に i 3で貰ったと言ったのは、最初わからないと言ったところ、警察の取調べのと きi3と話していると言われたので、間違いないと答えたのである。今回ホテルに 行ってみたところでは、i3ではなさそうに思う。これまでに、ホテルi2にはD2と一緒に行ったことがあり、入ったことのある部屋は四つくらいある。被告人た ちと一緒に北見から札幌へ帰ってきた時間はわからない。被告人から覚せい剤を貰った日に、自分はホテル i 2に夜呼ばれて行って、夜中に帰宅したが、はっきりした時間はわからない。この点、原審で午後一〇時ころ行って、翌朝午前四時ころま でいたと言ったかもしれないが、今はわからない。被告人から自分の家に電話をか けてきたので、ホテルに出向き、エレベーターで上がり、前もって知らされていた 番号の部屋に行ったと思う。原審で、北見から帰った白に被告人からホテルへ呼ば れたと証言した内容は、真実であり、間違いない。北見から一緒に戻ったその日 に、またすぐ被告人が自分をホテルへ呼んだ理由はわからないが、覚せい剤をくれ るために呼んだのたと思う。この日自分は、被告人の注射器で覚せい剤を打ってもらったと思う。部屋に行ったとき、すでに注射器に覚せい剤を用意していたと思う ので、被告人の注射器だと思った。自分が覚せい剤使用で逮捕される原因となった 覚せい剤は、被告人から貰ったものに間違いない。その覚せい剤を貰ったのが、北 見に行く前であったということはないと思う。北見から帰ってきた日に、被告人か らホテル i 2に呼ばれ、行ったときと、帰りがけの二回覚せい剤を打ってもらったうえ、覚せい剤の袋を貰った。これまでに被告人から覚せい剤を貰ったことは、二回以上ある。貰った場所は、いずれもホテル i 2だったと思う。部屋はその都度ま ちまちであった。

被告人と付き合った期間は、一か月以内か以上か覚えていないが、肉体関係はない。i3とi11号室とでは、椅子、ベッド、棚などか違う。i11号室のベッドは椅子のように座れるし、また、長椅子もあった。しかし、i3に長椅子があるか否かはっきりしない。被告人から最後に覚せい剤を貰った部屋がi11号室である印象が強い。いずれにせよ、ホテルi2の客室であったことは間違いない。自分がD2と付き合っていたから、被告人から無償で覚せい剤を貰えるのだと思っていた。被告人からD2の居場所を隠しているのではないかと聞かれたことがある。」に述べたが、さらに、当審第七回公判期日においても、当審第二回公判期日におけるとほぼ同旨の証言をおこなっている。

4 これら原審及び当審におけるA14の各証言を検討すると、同女は、覚せいりまりであるが、原審証言では、ホテル・2の何号室であったかのは、からいないけれども、「検察官にi3と言ったとすれば、からの記憶審正にi3と言ったというのであるが、当時の問取りは覚えていない。」というのであるが、当き、というのであるが、当き、というのであるが、当き、というの後昭和六一年にも入ってみたが、覚せい剤を置ったのがのためら、は、「その後昭和六一年にも入ってみたが、覚せい剤を置いたのにものにもであった。」自述であったのははははいのであるが、原判決が指摘するホテル管理人室備付けのコンピューのを同くにはいる。)、原判決が指摘するホテル管理人室備付けのコンピューのを同くにはいる。)、原判決が指摘するホテル管理人室備付けのコンピューのを同くに記録に明確なものではない。当初にもであったと述べたのは、自女の場所を同れている。というに疑いが濃いと認められる。そして、本件において他に譲り受けの場所を同れている。と認定するに足る証拠はない。

5 しかしながら、右A14の各証言は、その大要として、「被告人に同行して 北見へ一泊旅行して帰ってきた日、すなわち昭和五八年五月三日の夜、被告人から 電話で呼び出されてホテルi2の指定された客室へ赴くと、すでに被告人が在室し ていて、被告人から覚せい剤を注射してもらい、覚せい剤を少量(原審証言では、 約〇・〇三グラムという。)貰って、翌四日の早朝帰宅したが、同月六日にこの覚せい剤の一部を自宅において自分で注射した後、使い残りの覚せい剤は流しに捨てた。」という点では一貫して明確な供述を繰り返しており、動揺するところがないのである。

右の点に関し原判決は、前記一で掲記した(一)ないし(三)の疑問点を挙げて、A14の原審証言には信用性に問題があると言うのである。

しかし、(一) 覚せい剤譲り受けの場所については、先に検討したとおり、同女の証言によっても、「ホテル:2の客室」という以上に具体的な部屋の特定はは難いが、その限度では証言は一貫しており、その時期、覚せい剤の量については、集審及び当審においてたびだり質問されても、同女は、「被告人は、本件証拠上のであって、被告人も認めて争わない。)の夜から翌日の早朝にかけての時間帯に、小さいビニール袋入りの覚せい剤(原審証言では、つらしていることが語言のおいであって、「北見への一治旅行から戻った」という特別にあり、「北見への一治旅行から戻った。」とうが証言にあって、「北見への一治旅行からこと、そらに虚言を弄って、被告人からの覚せい剤の譲り受けに関し、ことらに虚言を弄って、被告人からの覚せい剤の譲り受けに関し、ことら同女の証言は、十分信用にし難いことなどを併せ考えると、これらの点に関する同女の証言は、十分信用に値するというべきである。

(二) に対する供述の信息を に対する供述のの記述を に対する供述のの記述を に対する供述ののでは、 に対する性があいても、 に対するには、 についても、についても、 についても、 に対するに、 に対するに、 に対するに、 に対するに、 に対するに、 に対するに、 に対するに、 に対するに、 について、 にいいでは、 にいいのでは、 にいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいでいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいでいいののに、 にいいでいいののに、 にいいでいいののに、 にいいでいいののに、 にいいでいいののに、 にいいでいいののに、 にいいでいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいでいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいのに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいのに、 にいいののに、 にいいのに、 にいいのに、 にいいのに、 にいいのに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいのに、 にいいののに、 にいいののに、 にいいのに、 にいいのにいいのに、 にいいいのに、 にいいのに、 にいいのに、 にいいのに、 にいいのに、 にいいいのに、 にいいいのに、 にいいいのに、 にいいいのに、 にいいいいのに 起訴直前の同女の司法警察員に対する八月四日付供述調書のみ「約〇・三グラム」と記載されていることに徴すると、右八月四日付供述調書の分量の記載は、供述録取者の単なる書き誤り(零の書き落とし)ではないかとも推認されるのであって、覚せい剤の分量についてのこのような記載の齟齬が、同女の原審証言の信用性を左右する理由になるとは認め難い。

(三) そして、同女が、それまでにも、被告人から覚せい剤を譲り受けたことがあり、被告人と前記ホテルで会ったことがあること、被告人の他にも覚せい剤をくれる者がいたこと等の事情も、同女の原審証言の信用性を左右するものとは言い難い。

6 このように検討すると、A 1 4 が原審及び当審において、大要、「被告人に同行した北見への一泊旅行から帰宅した日、すなわち昭和五八年五月三日の夜、被告人から電話で呼び出され、ホテル i 2 へ赴き、同ホテルの客室で被告人に会い、覚せい剤を注射してもらい、覚せい剤を少量(約〇・〇三グラム)貰って、翌四日の早朝帰宅し、同月六日にこの覚せい剤を自宅において自分で注射した後、残りは流しに捨てた。」旨述べるところは、十分信用できるというべきである。

また、被告人は、当審段階になって、原審で取調べた司法巡査作成の昭和五八年五月一六日付捜査報告書添付の電話レシート写の記録を見て思い出したと称して、「五月四日午前一一時ころホテルi2のi12号室に入り、午前一一時四五分ころ自宅へ電話をかけた。」と主張し、そのことを前提に、同ホテルの客室使用料金システムなどに徴し、自分が前日である三日夜から四日朝にかけて同ホテルに滞在した害はないと主張する。検討するに、右捜査報告書及び同報告書添付の電話レシート写の記録によれば(これが昭和五八年度の記録であることは、検察事務官作成の昭和六三年二月三日付報告書に明らかである。)、同ホテルのi12号室から昭和五八年五月四日午前二時四五分に、〇一〇一×〇×〇

五八年五月四日午前二時四五分に、〇一〇一×〇×〇 番(下二桁の数字は記録されず、不明である。)に約三七秒間電話がかけられた 事実が認められるところ、右は被告人の自宅の電話番号(〇一〇一×〇△〇番)と 上五桁の数字が一致するが、右の記録から右電話が被告人によってかけられたと直 ちに判定することはできないばかりでなく、仮にこの点が被告人の言うとおりであ るとしても、被告人が五月三日夜から四日朝にかけて同ホテルの客室に滞在しなか ったことの確たる証拠とはなり得ないというべきである。

7 更に所論は、本件に関する被告人の前記検察官に対する供述調書(自白調書)は、被告人の身体の不調を利用し、あるいは利益誘導して作成された内容虚偽の調書であって、任意性及び信用性を欠くと主張し、被告人もこの主張に沿う供述をするのであるが、任意性に関する主張が容れ難いことは、先に第一の四において、その余の自白調書とともに検討したところであり、A 1 4 の前記各証言等の関係証拠に徴し、信用性も十分であると認められる。 8 このように検討してくると、本件の公託記述ないが、関係証拠に

8 このように検討してくると、本件の公訴事実については、ホテル i 2の「 i 3」で覚せい剤の譲り渡しが行われたことの証明はないが、関係証拠上、同ホテルの客室のうちのいずれかにおいて、被告人から A 1 4 に対し覚せい剤の譲り渡しが行われたことの証明は十分であると認められる。

そして、関係証拠によれば、同ホテルは階下が駐車場で、二階に客室六室(i 1 3号室、i 8号室、i 3、i 15号室、i 14号室、i 11号室)と管理人室、三

9 したがって、検察官の所論のうち、訴訟手続の法令違反の主張は容れ難いが、原判決の事実誤認を主張する論旨は理由があり、右事実の誤認が判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、原判決の無罪部分は破棄を免れない。

第三 そこで、結局、原判決の有罪部分、無罪部分のいずれとも維持することができないから、原判決の有罪部分につき未決勾留日数の本刑算入に関し量刑不当を主張する被告人の控訴趣意については判断を加えるまでもなく、刑事訴訟法三九七条一項、三八二条により原判決を全部破棄し、同法四〇〇条但書により、被告事件につき更に次のとおり判決する。

被告人は、

- 1 原判決が原判示第一の一ないし四の各事実に関しそれぞれ挙示する証拠によれば、原判示第一の一ないし四のとおり、覚せい剤取締法違反の各罪を犯し、
- 原判決が原判示第二の事実に関し挙示する証拠に当審で取調べた関係証拠 (当審第四回、第五回、第六回各公判調書中の被告人の供述部分、当審九回公判調 書中の証人兼鑑定人A17の供述部分、検察事務官作成の昭和六三年二月三日付報 告書)を併せみると、昭和五八年五月七日午後一一時ころ、D4(当時一三歳)を 伴って、同女と二人で原判示第二のホテル;2の;3に入り、同室内において、午後一一時一〇分ころ、原判示第一の四のとおり同女の左腕部に覚せい剤約〇・〇四グラムを含有する水溶液約〇・二五立方センチメートルを注射したところ、まもな く、同女が頭痛、胸苦しさ、吐き気等の症状を訴えはじめ、これが次第に高じて翌 八日午前零時半ころには更にその訴えが強くなり、「熱くて死にそうだ」などと言 いながら、着衣を脱ぎ捨て、二階にある同室の窓のガラス戸を風呂場の引き戸と錯 覚して開けて、戸外に飛び出そうとし、部屋の中を無意味に動き回るなど、 剤による錯乱状態に陥り、正常な起居の動作ができない程に重篤な心身の状態に陥 ったのであるが、被告人としては、前記A7が七日の午前中に同女に覚せい剤を注 射してやった旨聞知しており、しかも自ら前掲原判示第一の四の事実を含め二回に わたり同女に覚せい剤を注射した事情にあり、同女と前記:3に同室して右の異常 な状態を終始目撃していて、覚せい剤による強度の急性症状が同女に発現したもの であることを十分認識していたのであるから、同女が右の錯乱状態に陥った八日午 前零時半ころの時点において、直ちに救急医療を要請して、病者である同女の生 命、身体の安全のために必要な保護をなすべき法律上の責任があったにもかかわら ず、このような措置をとることなく同女を漫然放置し、同日午前二時一五分ころには同ホテルを立ち去り、もって同女を遺棄し、よって同日午前四時ころまでの間に、同ホテル:3において、同女を覚せい剤による急性心不全により、死亡するに 至らせ、
- 3 被告人の検察官に対する昭和五八年五月三〇日付供述調書、原審第一二回公 判調書、当審第二回、第七回各公判調書中の証人A 1 4 の供述部分、原審第一四回 公判調書中の証人A 1 6 の供述部分、A 1 4 作成の尿の任意提出書謄本、司法巡査 作成の昭和五八年五月九日付右尿の領置調書謄本、A 1 4 作成の鑑定承諾書謄本、

北海道警察本部刑事部科学捜査研究所化学科技術吏員A20作成の昭和五八年五月一六日付鑑定書(北鑑第一八二号に対するもの)謄本、司法警察員作成の昭和五八年六月二四日付宿泊事実の裏付けについてと題する捜査報告書、A24扱いの六月二三日付電話聴取書を併せみると、法定の除外事由がないのに、昭和五八年五月四日ころ、札幌市a区kIT目u番地v所在のホテルi2の客室において、A14に対し、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパンを含有する粉末約〇・〇三グラムを無償で譲り渡した

ことが、それぞれ認められる。 なお、原審弁護人は、右2の保護者遺棄致死の犯罪事実に関し、D4に医療を受けさせるために医療機関等に連絡するなどの措置をとることを被告人に期待を注射とはできない旨主張するが、関係証拠によれば、被告人が同女に覚せい剤を注射であることは容易に感知できたはずるが、であるから、その原因が覚せい剤にあることは容易に感知できたはずるが、であるから、その原因が覚せい剤にあることは容易に感知できたはずるが、であるが、同女に医療を受けさせるための連絡など緊急の措置をとるべきは当然であった、覚せい剤を注射した後、同女の右のような状況の一部始終を目撃していた被告人が、同女にを療を受けさせるための連絡など緊急の措置をとるべきはかであった、被告人にそのような措置にでることを期待できたところから明らかである。とれまで右の犯罪事実につき詳しく検討してきたところから明らかであるとを期待でおかったことの正当な弁解となり得ないこともまた明らかであった、右弁護人の主張は容れ難い。

そこで、前示1の原判示の罪となるべき事実第一の一ないし四の事実につき、原 判決が右各事実に対して該当法条として挙示する各法条を、前示2の保護者遺棄致死の事実につき、刑法二一九条(二一八条一項)、i 15条一項、一〇条を、前示3の覚せい剤譲渡の事実につき、覚せい剤取締法一七条三項、四一条の二第一項二号を各適用し、被告人には原判決挙示の累犯前科があるから、いずれも刑法五九 条、五六条一項、五七条により(前示1のうちの原判示第一の二の罪及び前示2の 保護者遺棄致死の罪については、いずれも同法一四条の制限に従う。)累犯の加重 をし、以上の各罪は同法四五条前段の併合罪であるから、同法四七条本文、一〇条 により最も重い右2の保護者遺棄致死罪の刑に同法一四条の制限内で法定の加重をした刑期の範囲内で処断することとなるが、量刑について考えるに、本件は、昭和五七年一〇月前刑(覚せい剤所持の罪及び使用の罪各一回により、懲役一年六月) を受け終えて出所した被告人が、懲りることなく半年余り後にまたも前示1、3の 覚せい剤取締法違反の各罪を犯し、加えて、前示2のとおり、D4(当時一三歳の中学二年生)をいわゆる連れ込みホテルに伴って覚せい剤を注射してやり、間もな く同女が覚せい剤による急性症状を発して苦痛を訴え、錯乱状態に陥り、病者とし て緊急に医療を受けさせる必要が生じると、その原因を与えておきながら係わりを 嫌って、直ちに救急医療を要請するなど同女の救命に必要な措置をとらなかったばかりか、なんら有効な手当を施さずに漫然放置し、ホテルの管理人室には、「一時 間ほど外出するが、女は容態がよくなったのでそのまま残していく。」旨取り繕っ て立ち去り、その結果、同女をなんら医療を受けず、また枕頭で看取る者もない状 態のまま、連れ込みホテルの客室で死亡するに至らせたものであって、犯情まこと に悪質というほかなく、被告人には昭和三七年以来、覚せい剤取締法違反罪を含め 七犯の前科歴(そのうち、覚せい剤取締法違反罪の前科三個が本件各罪とそれぞれ 累犯の関係にある。)があり、本件の態様等にも照らし、覚せい剤との係わりが相当に深いことが明らかであることなども考慮すると、老母を抱えていることなど被 告人のために酌むべき事情を十分斟酌しても、被告人は本件各犯罪について相当重 い刑責は免れないというべきである。よって、被告人を懲役六年に処し、原審にお ける未決勾留日数の算入につき刑法二一条を、訴訟費用のうち原審における訴訟費 用の一部を負担させることにつき刑事訴訟法一八一条一項本文を各適用して、主文 のとおり判決する。

(裁判長裁判官 岡本健 裁判官 高木俊夫 裁判官 佐藤學)